

## 令和4年における不当労働行為事件の審査の実施状況について

審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則第4条第2項の規定により、令和4年における不当労働行為事件の審査の実施状況について公表します。

### 1 取扱事件の審査の実施状況

令和4年12月31日現在

No	事件番号	申立事項	申立年月日	終結区分	調査回数	審問回数	審査の期間 の日数
			終結年月日				
1	令和4年(不)第1号	①支配介入の禁止 ②懲戒処分の撤回 ③文書交付	R4.2.9	取下げ	-	-	44
			R4.3.24				

※「審査の期間の日数」欄は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数を記載している。

### 2 審査の期間の目標の達成状況

令和4年における事件は、調査・審問の実施前に取下げとなった。

#### <参考>

- 審査の期間の目標 1年6月（平成17年5月6日沖縄県労働委員会公告）